

尼崎市教育委員会 4月臨時会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和7年4月14日 午後4時03分～午後4時40分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	森山	太嗣
	教育長職務代理者	徳山	育弘
	委員	太田垣	亘世
	委員	正岡	康子
	委員	片谷	勉

3 出席した事務局職員等

教育次長	藤川	明美
教育次長	嶋名	雅之
管理部長	佐々木	修
企画管理課長	西川	欣伸
教育情報システム課長	西野	雅之

日程第1 協議・報告

(1) 教育長職務代理者の指名について

日程第2 議事

(1) 議案第27号 物件の買入れについて

午後4時03分、教育長は開会を宣した。

森山教育長

日程第1の「協議・報告事項」の「教育長職務代理者について」を議題とします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項の規定に基づき、教育長の職務代理者として、令和7年4月1日付で徳山委員を指名しました。指名期間としては、職務代理者として別の教育委員を指名するまでの期間としております。

本件について、発言はございませんか。

徳山委員

教育長職務代理者は、教育長が事故にあるとき、又は欠けたときに、教育長の職務を行うこととなり、事務局のトップとして実際に事務全般をみることとなります。ついては、非常勤である私が毎日事務局の事務を指揮監督することは現実的に困難です。

したがって、教育長が事故にあるとき、又は欠けたときの教育長職務代理者として行う教育長の職務のうち、教育長の決裁を要する事項などの具体的な事務の執行等については、藤川教育次長又は嶋名教育次長、次に、管理部長の順に委任したいと考えます。

森山教育長

わかりました。

それでは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項の規定に基づき、教育長の職務代理者として徳山委員を選定し、徳山委員のご意向とおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第4項の規定に基づき、具体的な

事務の執行等については、藤川教育次長又は嶋名教育次長、次に、管理部長の順に委任することとします。

森山教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。
それではここで職員の入替えを行います。

森山教育長 次に、日程第2「議事」の「議案第27号 物件の買入れについて」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第27号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に該当するため、公開しないことと決しました。

～～～～～～～～～～以下 議事の概要は非公開とする～～～～～～～～～～

森山教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、尼崎市教育委員会4月臨時会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会4月臨時会の議事の全部を終了したので、午後4時40分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会4月臨時会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。